

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 9 5 8 号

平成 27 年 6 月 8 日

月 曜 日

目 次

議 会 規 則

- 四日市港管理組合議会傍聴規則の一部を改正する規則 (議会事務局) 2

議会規則

四日市港管理組合議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成 27 年 6 月 8 日

四日市港管理組合議会議長 藤 田 宜 三

四日市港管理組合議会規則第 1 号

四日市港管理組合議会傍聴規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合議会傍聴規則（平成 14 年四日市港管理組合議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「傍聴」を「会議の傍聴」に改める。

第 2 条第 2 項中「傍聴人の」を削り、「10 人」を「12 人（うち車椅子使用席 2 人）」に改め、同条第 3 項中「車椅子を利用する傍聴人があるときは、前項の定員にかかわらず、車椅子用として 2 名分を増やす」を「必要があると認めるときは、前項の定員を変更する」に改める。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

第 10 条第 1 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「、垂れ幕又はかさ」を「又は垂れ幕」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号中「、リボン」を削り、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号を削り、同項第 5 号中「楽器の類」の次に「又は拡声器、ラジオその他の音響装置の類」を加え、同号を同項第 3 号とし、同項中第 6 号を削り、第 7 号を第 4 号とし、第 8 号を削り、第 9 号を第 5 号とし、同条第 2 項中「第 5 号」を「第 3 号」に改め、同条第 4 項を削り、同条を第 9 条とする。

第 11 条第 2 号を削り、同条第 3 号中「、リボン」を削り、同号を同条第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 大声を発する等騒ぎ立てないこと。

第 11 条第 4 号を次のように改める。

(4) 楽器の類、音響装置の類その他により騒音を発する行為をしないこと。

第 11 条中第 6 号及び第 7 号を削り、第 8 号を第 6 号とし、同条を第 10 条とする。

第 12 条及び第 13 条を削り、第 14 条を第 11 条とし、第 15 条を第 12 条とし、第 16 条を第 13 条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1 - 1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
